

肥料・飼料等専門調査会の審議事項について

肥料・飼料等専門調査会では肥料、飼料等及び動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質¹に限る。）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行っている。

食品安全基本法第24条第1項及び第2項において、食品安全委員会に意見を聴かなければならない事項が定められており、次のとおり、厚生労働大臣及び農林水産大臣からの意見聴取要請がある。

1 食品安全基本法第24条第1項1号又は同条第2項関連（食品衛生法に基づく食品中の残留基準の設定等）

[これまでの事例]

- 動物用医薬品「アンピシリン」、「カルバドックス」についての食品中の残留基準の設定（厚生労働省）
- 飼料添加物「カンタキサンチン」、「ジブチルヒドロキシトルエン」についての食品中の残留基準の設定（厚生労働省）

2 食品安全基本法第24条第1項第3号関連（肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格の設定、変更等）

[これまでの事例]

- 普通肥料「熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更（農林水産省）
- 普通肥料の公定規格の設定について（農薬その他の物が混入される肥料（ジノテフラン））（農林水産省）（程度明らか）

3 食品安全基本法第24条第1項第5号関連（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料添加物の指定、基準若しくは規格の設定等）

[これまでの事例]

- 「*Trichoderma reesei* JPTR003 株を用いて生産されたムラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物製剤」、「安息香酸を有効成分とする飼料添加物」について新たに飼料添加物として指定すること並びに、規格及び基準等の設定（農林水産省）

4 食品安全基本法第24条第1項第8号関連（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の承認、再審

¹食品衛生法第13条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」。

査及び再評価等)

[これまでの事例]

- 「アモキシシリン水和物を有効成分とする牛及び豚の注射剤（アモスタック LA 注）」についての再審査（農林水産省）
- 「フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン）」についての製造販売の承認（農林水産省）

なお、抗菌性物質によって選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価については、平成27年10月1日以降、薬剤耐性菌に関するワーキンググループで行うこととしている。